

社会に広げよう 被害者支援の輪

11月25日から12月1日までは犯罪被害者週間です。

犯罪被害者の方や遺族の方々等は、求めに応じた十分な支援を受けられていない状況です。

被害者の心情等を知ることは、犯罪被害者を少なくすることにも繋がります。

地域における各種被害者支援活動への皆さんの積極的参加をお願いしますとともに、被害者等の方が十分な支援を受けられる北海道となるよう、ご協力をお願いします。

～警察の相談窓口～

- * 留萌警察署 ☎ 42-0110
- * 性犯罪被害110番 ☎ 0120-756-310
- * 少年相談110番 ☎ 0120-677-110
- * 暴力相談電話 ☎ 011-222-0200

～警察以外の主な相談窓口～

- * 北ほっかいどう被害者相談室 ☎ 0166-24-1900
- * 助北海道暴力追放センター ☎ 0120-210-490
- * 北海道交通安全活動推進センター ☎ 011-233-2543
- * 日本司法支援センター（愛称「法テラス」）
 - ・トラブル解決関係 ☎ 0570-078374
 - ・犯罪被害関係 ☎ 0570-079714

◆犯罪被害給付制度について◆

不慮の犯罪行為によって亡くなられた被害者の遺族の方や、障がいが残ったり、一定の要件に該当する重傷病を負った被害者の方に対して国が給付金を支給し、その精神的・経済的負担の緩和を図ろうとするための犯罪被害給付制度というものがあります。

給付金を受けるための条件や手続等は、法令で細かく定められていますので、詳しい内容についてはお問い合わせください。

◎問い合わせ先

留萌警察署 ☎ 42-0110

国民年金保険料についてのお知らせ

国民年金は、20歳から60歳に到達するまでの40年間に国民年金保険料を納めていただくことで、満額の老齢基礎年金を受給することができる制度です。

しかしこの間に、保険料を納められなかった場合や被保険者としての届出を忘れたことで国民年金の資格期間がない場合は、将来の年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあり、このような事態を避けるために、平成24年10月1日から国民年金保険料を納めることができる期間を過去2年から10年に延長となる後納制度が始まっています。

具体的には、今年の10月から平成14年10月分以降の納められなかった保険料を納めることができるようになりました。

ただし、すでに老齢基礎年金を受給している方や、65歳以上で老齢基礎年金の受給資格をお持ちの方は納めることができませんので、ご注意願います。

なお、後納保険料を納付するためには事前にお申し込みをいただいてから審査させていただくことになります。審査の結果、後納制度による納付をご利用いただけない場合がありますのでご注意ください。

また、平成27年10月からは、受給資格期間をこれまでの25年(300月)から10年(120月)に短縮する法律が施行される予定です。

これまで受給資格期間を満たさなかった方が年金を受給できる場合や、後納制度を利用することで受給できる場合があります。

後納制度及び受給資格期間の短縮に関する詳しい内容は、下記までお問い合わせください。

※後納保険料を納付できる期間は、平成24年10月1日から平成27年9月30日までの3年間です。

◎問い合わせ先

国民年金保険料専用ダイヤル ☎ 0570-011-050
留萌年金事務所 ☎ 43-7211

必ずチェック
最低賃金!

北海道最低賃金（時間額）

平成24年10月18日発効

719円

北海道内で事業を営む使用者及びその事業場で働くすべての労働者（臨時・パートタイマー・アルバイト等を含む）に適用される北海道最低賃金が改定されました。

◎問い合わせ先

厚生労働省北海道労働局労働基準部賃金課 ☎ 011-709-2311
留萌労働基準監督署 ☎ 42-0463